

体にいいことしてますか？

スポーツNOW

このコーナーでは、気軽に楽しめる
スポーツ・体力づくりの情報などを
ご紹介します。

スポーツ振興課（内線276）

学校開放事業

学校開放事業とは

社会教育および社会体育の普及振興を図るため、学校教育に支障のない範囲で児童・生徒・その他一般市民の利用に供することを目的に、スポーツ振興法第13条、学校教育法第85条および土岐市学校開放施設使用条例により、昭和50年6月に土岐市小中学校の施設の開放に関する規則を定め、昭和51年から実施している事業。

本年度より、電気代実費相当分として、1時間あたり200円の料金を徴収。

●条件

▷市内に在住・在勤または、在学する者が10人以上で、監督者としての成人が含まれる市内の団体であること。

▷所定の用紙で団体登録の届け出をする。

●使用方法

▷毎年4月に利用団体調整会議を行い、当事者間で利用日を決める。

▷3カ月ごとに更新手続きをする。

▷年度途中からでも、上記の条件を満たしていれば登録できる。ただし、その年度内は、空いている施設を利用する。

●その他

▷使用後に清掃する。故意に施設を破損した場合は元に戻す。

▷年末に使用団体で大掃除をする。

学生のころ、学業と同等か、それ以上に熱を入れていたスポーツ活動を、就職と同時にやめてしまう人は、多いのではないのでしょうか。仕事が忙しくスポーツどころではないかもしれませんが、成人が定期的にスポーツを続けていくためには、活動場所やメンバーの確保などの

問題があります。しかし、成人後も定期的にスポーツに親しみ、健康の保持増進や心身のリフレッシュに心掛けていくことは、これからの超高齢化社会に備え、今から取り組まなければいけない課題でしょう。健康づくりを目的としたスポーツ環境の未整備は、日本のスポーツ社会全般が抱える問題ではありますが、スポーツとは本来、自ら望んで行うものであり、自己の健康管理を考え、より豊かな生活スタイルを想像し、学校開放事業を有効に活用してほしいと願います。

市内には、中学校が6校と小学校が9校、合わせて15校の施設があります。健康体操や卓球など、比較的小スペースで活動できる種目の場合は、半面ずつ分け合ったり、武道場を利用したりすることもできます。現在、139団体が登録し、大会出場を目指して本格的に練習している団体から、町内会や仲良しグループで活動している団体までさまざまです。例えば、母校の同級生やご近所で10人集まれば、毎月決められた日時に体育館を利用することができます。小中学校の体育館で夢中になってボールを追いかけていれば、かつての感動や動きの感覚がよみがえってくることでしょう。また、ドッチビーやソフトバレーボールなど、多世代が同時に楽しめる、手軽なスポーツから始めてみるのもよいでしょう。家族や会社・地域のコミュニケーションの場として、生涯を通してスポーツを楽しむ元気な自分づくり・町づくりを進めていきましょう。

学校開放事業については、お気軽にお問い合わせください。



催し物だより
5月

陶史の森・
ネイチャーセンター
☎5144

●陶史の森写生会

・日時 5月3日(木・祝)・
4日(金・祝) 午前9時～午後4時

・内容 美しい陶史の森の
自然や動植物を絵に描く。

・対象 保育園・幼稚園児・
小中学生など

・準備 色を塗るもの。画
用紙は、当日配布します。

※事前に申し込みが必要
●バードウォッチング

・日時 5月27日(日)
午前9時～11時30分

(雨天中止)
・内容 初夏の野鳥を観察

する。
・対象 参加自由

お願い

陶史の森は、自然特別保
護区になっています。山野
草やミスゴケなどを絶対に
採らないでください。

★陶史の森の催しは、お一
人でも参加できます。

ただし、低学年児童は、
親子でご参加ください。

